

水道（水道用水供給）事業経営認可申請 審査基準

水道法

第六条 水道事業を經營しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

- 2 水道事業は、原則として市町村が經營するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を經營することができるものとする。

第七条 水道事業經營の認可の申請をするには、申請書に、事業計画書、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類(図面を含む。)を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 申請者の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
 - 二 水道事務所の所在地
- 3 水道事業者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 4 第一項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 給水区域、給水人口及び給水量
 - 二 水道施設の概要
 - 三 給水開始の予定年月日
 - 四 工事費の予定総額及びその予定財源
 - 五 給水人口及び給水量の算出根拠
 - 六 経常収支の概算
 - 七 料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件
 - 八 その他厚生労働省令で定める事項
- 5 第一項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 一日最大給水量及び一日平均給水量
 - 二 水源の種別及び取水地点
 - 三 水源の水量の概算及び水質試験の結果
 - 四 水道施設の位置(標高及び水位を含む。)、規模及び構造
 - 五 浄水方法
 - 六 配水管における最大静水圧及び最小動水圧
 - 七 工事の着手及び完了の予定年月日
 - 八 その他厚生労働省令で定める事項

第八条 水道事業経営の認可は、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認められるときでなければ、与えてはならない。

- 一 当該水道事業の開始が一般の需要に適合すること。
- 二 当該水道事業の計画が確実かつ合理的であること。
- 三 水道施設の工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合すること。
- 四 給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと。
- 五 供給条件が第十四条第二項各号に掲げる要件に適合すること。
- 六 地方公共団体以外の者の申請に係る水道事業にあつては、当該事業を遂行するに足る経理的基礎があること。
- 七 その他当該水道事業の開始が公益上必要であること。

2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

第二十六条 水道用水供給事業を經營しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

第二十七条 水道用水供給事業経営の認可の申請をするには、申請書に、事業計画書、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む。）を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- 二 水道事務所の所在地

3 水道用水供給事業者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 第一項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 給水対象及び給水量
- 二 水道施設の概要
- 三 給水開始の予定年月日
- 四 工事費の予定総額及びその予定財源
- 五 経常収支の概算
- 六 その他厚生労働省令で定める事項

5 第一項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 一日最大給水量及び一日平均給水量
- 二 水源の種別及び取水地点
- 三 水源の水量の概算及び水質試験の結果

- 四 水道施設の位置（標高及び水位を含む。）、規模及び構造
- 五 浄水方法
- 六 工事の着手及び完了の予定年月日
- 七 その他厚生労働省令で定める事項

第二十八条 水道用水供給事業経営の認可は、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認められるときでなければ、与えてはならない。

- 一 当該水道用水供給事業の計画が確実かつ合理的であること。
- 二 水道施設の工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合すること。
- 三 地方公共団体以外の者の申請に係る水道用水供給事業にあつては、当該事業を遂行するに足りる経理的基礎があること。
- 四 その他当該水道用水供給事業の開始が公益上必要であること。

2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

水道法施行規則

第一条の三 法第七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 地方公共団体以外の者である場合は、水道事業経営を必要とする理由を記載した書類
- 二 地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、水道事業経営に関する意思決定を証する書類
- 三 市町村以外の者である場合は、法第六条第二項の同意を得た旨を証する書類
- 四 取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類
- 五 地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、定款又は規約
- 六 給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと及び給水区域内における専用水道の状況を明らかにする書類及びこれらを示した給水区域を明らかにする地図
- 七 水道施設の位置を明らかにする地図
- 八 水源の周辺の概況を明らかにする地図
- 九 主要な水道施設（次号に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- 十 導水管きよ、送水管及び主要な配水管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

2 地方公共団体が申請者である場合であつて、当該申請が他の水道事業の全部を譲り受けることに伴うものであるときは、法第七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書

類及び図面は、前項の規定にかかわらず、同項第三号、第六号及び第七号に掲げるものとする。

第二条 法第七条第四項第八号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 工事費の算出根拠
- 二 借入金の償還方法
- 三 料金の算出根拠
- 四 給水装置工事の費用の負担区分を定めた根拠及びその額の算出方法

第三条 法第七条第五項第三号（法第十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する水質試験の結果は、水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）の表の上欄に掲げる事項に関して水質が最も低下する時期における試験の結果とする。

2 前項の試験は、水質基準に関する省令に規定する厚生労働大臣が定める方法によつて行うものとする。

第四条 法第七条第五項第八号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 主要な水理計算
- 二 主要な構造計算

第五条 法第八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 当該水道事業の開始が、当該水道事業に係る区域における不特定多数の者の需要に対応するものであること。
- 二 当該水道事業の開始が、需要者の意向を勘案したものであること。

第六条 法第八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第二号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 給水区域が、当該地域における水系、地形その他の自然的条件及び人口、土地利用その他の社会的条件、水道により供給される水の需要に関する長期的な見通し並びに当該地域における水道の整備の状況を勘案して、合理的に設定されたものであること。
- 二 給水区域が、水道の整備が行われていない区域の解消及び同一の市町村の既存の水道事業との統合について配慮して設定されたものであること。
- 三 給水人口が、人口、土地利用、水道の普及率その他の社会的条件を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。

- 四 給水量が、過去の用途別の給水量を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。
- 五 給水人口、給水量及び水道施設の整備の見通しが一定の確実性を有し、かつ、経常収支が適切に設定できるよう期間が設定されたものであること。
- 六 工事費の調達、借入金の償還、給水収益、水道施設の運転に要する費用等に関する収支の見通しが確実かつ合理的なものであること。
- 七 水質検査、点検等の維持管理の共同化について配慮されたものであること。
- 八 水道基盤強化計画が定められている地域にあつては、当該計画と整合性のとれたものであること。
- 九 水道用水供給事業者から用水の供給を受ける水道事業者にあつては、水道用水供給事業者との契約により必要量の用水の確実な供給が確保されていること。
- 十 取水に当たつて河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十三条の規定に基づく流水の占用の許可を必要とする場合にあつては、当該許可を受けているか、又は許可を受けることが確実であると見込まれること。
- 十一 取水に当たつて河川法第二十三条の規定に基づく流水の占用の許可を必要としない場合にあつては、水源の状況に応じて取水量が確実に得られると見込まれること。
- 十二 ダムの建設等により水源を確保する場合にあつては、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第一項に規定する基本計画においてダム使用权の設定予定者とされている等により、当該ダムを使用できることが確実であると見込まれること。

第七条 法第八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第六号に関するものは、当該申請者が当該水道事業の遂行に必要となる資金の調達及び返済の能力を有することとする。

第四十九条 法第二十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 地方公共団体以外の者である場合は、水道用水供給事業経営を必要とする理由を記載した書類
- 二 地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、水道用水供給事業経営に関する意思決定を証する書類
- 三 取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類
- 四 地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、定款又は規約
- 五 水道施設の位置を明らかにする地図
- 六 水源の周辺の概況を明らかにする地図
- 七 主要な水道施設（次号に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図、

断面図及び構造図

八 導水管きよ及び送水管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

- 2 地方公共団体が申請者である場合であつて、当該申請が他の水道用水供給事業の全部を譲り受けることに伴うものであるときは、法第二十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、前項の規定にかかわらず、同項第五号に掲げるものとする。

第五十条 法第二十七条第四項第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、工事費の算出根拠及び借入金の償還方法とする。

水道法施行細則

第三条 法第七条第一項又は法第二十七条第一項の認可の申請は、水道(水道用水供給)事業経営認可申請書(別記第一号様式)により行うものとする。